

1 対象

区 分	内 容
対象団体	学区連絡協議会、町内会等
対象となる防犯カメラ	- 街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ）を活用して設置 - 新規設置又は更新の工事完了日から6年以上経過 - 修繕を実施した場合は、修繕の工事完了日から1年以上経過 - 修理不可、もしくは修繕費用より低廉
補助率	- 補助率 3分の2以内 - 限度額 140,000 円（防犯カメラ1台につき）
補助対象経費	- 機器購入費 - 工事費（取付工事費、取付バンド代など） - 各種申請手数料（中部電力申請費、道路使用許可手数料など） - 表示板等の附属物の制作・購入費等 ※数量制限あり
申請上限台数	学区連絡協議会：10 台 その他の団体：5 台

2 手続きの流れ

随時	① 更新場所の検討・調整
～翌年 1 月末	② 交付申請の提出
	提出先 区役所地域力推進課
	提出書類 ☐ 交付申請書（第1号様式） ☐ 事業計画書（第2号様式） ☐ 更新予定場所を明記した図面（設置媒体及び撮影方向も明記） ☐ 見積書の写し ☐ 防犯カメラのカタログなど機器の説明書類 ☐ 更新の必要性を示す書類（参考様式5）
随時	③ 交付決定
随時	④ 防犯カメラの設置及び利用基準の改正
	防犯カメラの設置及び利用基準の台数や管理責任者・取扱者・閲覧者など、変更のあった箇所を修正し、改正してください。
随時	④-2 防犯カメラの設置及び利用基準の認証依頼 ※道路占用許可、公園施設設置許可等が必要な場合のみ
	提出先 区役所地域力推進課
	提出書類 ☐ 認証依頼文 ☐ 設置及び利用基準 ☐ 撮影場所を明記した図面（設置媒体及び撮影方向も明記）

随時	⑤ 防犯カメラの設置
	事前に設置する場所・建物等の所有者や管理者に許可・同意を取得してください。 ※「防犯カメラ設置中」と団体名が明示された表示板も必ず設置してください。

～3 月末	⑥ 実績報告			
	事業が完了したら実績報告書を提出してください。			
	<table border="1"> <tr> <td>提出先</td><td>区役所地域力推進課</td></tr> <tr> <td>提出書類</td><td> ☐ 実績報告書（第 7 号様式） ☐ 事業報告書（第 8 号様式） ☐ 更新場所を明記した図面（設置媒体及び撮影方向も明記） ☐ 「防犯カメラの設置及び利用基準」（添付図面含む） ※ 年度中に、当該利用基準についてスポーツ市民局がガイドラインに合致していることを確認した場合は不要 ☐ 設置場所への設置を管理者等が承認したことを証する書類の写し ☐ 請求書の写し及び請求書内訳の写し ☐ 領収書の写し ☐ 設置された現場の現況写真 </td></tr> </table>	提出先	区役所地域力推進課	提出書類
提出先	区役所地域力推進課			
提出書類	☐ 実績報告書（第 7 号様式） ☐ 事業報告書（第 8 号様式） ☐ 更新場所を明記した図面（設置媒体及び撮影方向も明記） ☐ 「防犯カメラの設置及び利用基準」（添付図面含む） ※ 年度中に、当該利用基準についてスポーツ市民局がガイドラインに合致していることを確認した場合は不要 ☐ 設置場所への設置を管理者等が承認したことを証する書類の写し ☐ 請求書の写し及び請求書内訳の写し ☐ 領収書の写し ☐ 設置された現場の現況写真			

随時	⑦ 補助額の確定
----	----------

随時	⑧ 請求書の提出
	実績報告提出後、確定した金額で請求書（第 9 号様式）を区役所地域力推進課へ提出してください。

～5 月末	⑨ 補助金の交付
-------	----------

□部分は町内会等で行ってください。□部分は本市が行います。

3 注意事項

- ・交付決定以前に契約、工事等を行った場合、補助の対象となりません。
- ・防犯カメラを設置する場所・建物等によって申請方法が異なります。手続き方法等は、設置する場所・建物等の所有者や管理者にご確認ください。
- ・防犯カメラの設置にあたっては、総会等で承認されるなど団体の総意を得てください。
- ・補助金申請の詳細は、マニュアル「街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ設置）～地域の皆さまへ～」をご確認ください。（市公式 HP に掲載）